

## 第十浄水場運轉管理業務委託

### 要求水準書

令和4年7月

徳島市上下水道局

# 目 次

第1章 総 則		
第1条	趣旨 .....	1
第2条	適用 .....	1
第3条	本業務の履行 .....	1
第4条	貸与品 .....	1
第5条	資料の保管 .....	2
第6条	盗難、火災等の防止 .....	2
第7条	安全管理 .....	2
第8条	危機管理対応 .....	2
第9条	環境への取組 .....	2
第10条	関係法令等の遵守 .....	3
第11条	報告書等の提出及び協議 .....	3
第12条	要求水準の未達 .....	3
第13条	本業務の中断 .....	4
第14条	実務研修 .....	4
第15条	履行期間終了に伴う業務引継 .....	4
第2章 業務の水準		
第16条	業務の実施 .....	5
第17条	業務委託の大要 .....	5
第18条	業務計画書等の作成 .....	6
第19条	業務実施体制等 .....	6
第20条	業務体制 .....	7
第21条	業務の基本的要求水準 .....	8
第22条	各業務の要求水準 .....	8
第23条	技術レベル向上の取組 .....	10
第24条	車輛の運行 .....	10
第25条	守秘義務 .....	11
第26条	雑則 .....	11
第27条	疑義 .....	11

# 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 第十浄水場運転管理業務委託要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、徳島市上下水道局（以下「委託者」という。）が第十浄水場運転管理業務委託（以下「本業務」という。）を委託するうえで、受託事業者（以下「受託者」という。）に本業務の具体的な実施方法の提案（以下「提案書」という。）を求めるために、本業務の満たすべき水準及び内容を示すものである。

また、受託者は提案書について委託者との協議を行ったうえで、その提案を業務履行計画書に反映させ、本業務を履行すること。

## (適用)

第2条 受託者は、本業務の契約期間中、本要求水準書を厳守しなければならない。

- 2 受託者は、本要求水準書に定める事項を満たした上で、本業務に関し自由に提案を行うことができる。
- 3 受託者が提出する提案書については、委託者と受託者が協議を行った上で、その内容を本業務に十分反映させること。

## (本業務の履行)

第3条 受託者は、契約書・性能仕様書・特記仕様書・本要求水準書その他関係書類及び関係法令を厳守し、施設及び機器類を適切に運転管理することにより、安全で安定的な水道水の供給を行うこと。

- 2 受託者は、委託者が行っていた業務を包括的に受託することから、業務の従事に必要な資格者を配置し、適正に業務が行える体制を整えること。
- 3 受託者は、本業務が長期にわたり継続することから、受託者の持つ技術力を生かし、様々な取組みや工夫を行い、業務の効率化や高度化を進めていくこと。
- 4 受託者は、本業務が水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に行うこと。
- 5 受託者は、ストライキ等が発生した場合でも、受託事業に支障が生じないよう体制を構築しなければならない。

## (貸与品)

第4条 委託者は、受託者に業務を行う上で必要となる鍵類、試験機器等は無償貸与す

る。

- 2 受託者は、前項に掲げる以外のもので、本業務遂行上必要と認められる場合は、委託者の許可を得て使用することができる。
- 3 受託者は、貸与品について台帳を作成して適正な管理を行い、委託者に報告しなければならない。

(資料の保管)

第5条 受託者は、貸与された関係書類等について責任を持って保管するものとし、委託者の許可なくそれらを外部に持ち出し又は提供してはならない。

(盗難、火災等の防止)

第6条 受託者は、備品等の盗難防止、委託施設の火災防止に努めなければならない。

(安全管理)

- 第7条 受託者は、本業務を行う上で危険が見込まれる場合や保安設備の改善が必要な場合は、委託者に速やかに報告するとともに必要な対策を施し、労働災害の防止に努めなければならない。
- 2 受託者は、業務従事者が危険な作業を行う場合は、安全教育を行い、関係法令を遵守し作業の安全確保に努めなければならない。

(危機管理対応)

- 第8条 受託者は、震災・停電・施設の故障・水質異常等の緊急事態や水道施設への侵入など警備異常が発生した場合に備えて業務従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておかななければならない。
- 2 受託者は、緊急事態などが発生した場合は、直ちに必要な初期対応を行うとともに緊急連絡表に基づき委託者に連絡しなければならない。
  - 3 受託者は、震災、停電、施設の故障、水質異常等の緊急事態などの初期対応手法について委託者に提案すること。
  - 4 受託者は、委託者と協議の上、委託者の詳細な危機管理対応マニュアルに基づいて対応すること。

(環境への取組)

第9条 受託者は、本業務の履行にあたり、常に省エネルギー及び省資源の視点から環境に配慮しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第10条 受託者は、本業務履行にあたり、次に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 職業安定法
- (4) 労働者災害補償保険法
- (5) 水道法
- (6) 電気事業法
- (7) 消防法
- (8) 騒音規制法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 大気汚染防止法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (13) 個人情報保護に関する法律
- (14) その他、本業務の履行に関する法律
- (15) 監督官庁からの指示命令

(報告書等の提出及び協議)

第11条 受託者は、受託者が作成して委託者の承認を得た様式に従い、業務日誌、月間業務履行報告書、年間業務履行報告書、点検及び整備報告書等を定められた期限内に委託者に提出しなければならない。また、業務日誌、月間業務履行報告書、年間業務履行報告書、点検及び整備報告書等の報告事項の中に懸案事項がある場合は、その都度委託者に報告し協議しなければならない。

(要求水準の未達)

第12条 受託者の原因で本要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合は、受託者は直ちに委託者に報告すること。この場合において、受託者は、その原因を究明し、改善計画書を提出すること。

2 要求水準の未達が水道利用者に重大な影響を与えるような場合、受託者はその改善に努めなければならない。

3 要求水準の未達事項については、年間業務履行報告書及び月間業務履行報告書に記載するとともに、業務完了検査において当該事項について報告しなければならない。

(本業務の中断)

第13条 受託者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、その旨を委託者に報告するとともに、本業務継続の対応について委託者と協議し水道水の供給に支障を生じることのないよう、誠意をもってこれに対応しなければならない。

(実務研修)

第14条 受託者は、官民の役割を自覚した上で、相応のリスク分担を認識し、お互いが同じ目的を目指し推進しているパートナーとして、実務研修を通じて運転管理技術の向上及び技術継承ができる体制を構築しなければならない。

2 受託者は、本業務履行にあたり、運転等管理マニュアルによる自己研鑽並びに新設及び既設設備機器納入メーカーや局による実務研修等により、異常時に的確に対応するための分析能力及び予知管理能力並びに対処能力を向上させ、委託施設の安定管理に努めなければならない。

なお、実務研修等によっても必要とされる能力の向上が見られない業務従事者は、交替させるものとする。

3 受託者は、委託者から運転等管理業務の研修を求められた場合、それに対し誠実に対応・協力しなければならない。

4 受託者は、漏水、水質異常通報等の浄水場に関連した市民からの問合せの電話に対応するため、委託施設の状況や水道に関する専門知識の習得に努めるとともに、電話対応履歴やマニュアルの作成により円滑な電話対応に努めなければならない。

5 委託期間に先立ち、習熟・準備に要する費用は、全て受託者の負担とする。なお、習熟の実施方法等については、委託者と受託者の協議の上で行うものとする。

(履行期間終了に伴う業務引継)

第15条 受託者は、本業務に支障が生じることがないように本業務が終了するとき、又は契約が解除されるときは、委託者が指定する者に対象施設・設備の運転管理に係る業務引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 受託者は、本業務を行う上で留意すべき事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文書を作成すること。

3 受託者は、本業務が円滑に引継がれるよう、委託者に協力すること。

4 本業務の引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。

## 第2章 業務の水準

### (業務の実施)

- 第16条 受託者は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに委託者が定めた担当者と打合せを行い、契約書・性能仕様書・特記仕様書・本要求水準書及び提案書に基づき業務計画書を作成して委託者の承認を得なければならない。
- 2 受託者は、業務計画書に基づいた年間業務計画書及び月間業務計画書を作成して委託者の承認を得なければならない。
  - 3 年間業務計画書及び月間業務計画書に記載が必要な事項は、性能仕様書第11条から第14条までに示す。
  - 4 委託者は、承認した業務の実施体制であっても、本業務を行う上で必要があると判断した場合は、文書で改善を申し入れることができる。この場合、受託者は誠意をもってこれに対応しなければならない。
  - 5 委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に優先して行うように指示することができる。この場合、受託者は委託者の指示に従い対応しなければならない。
  - 6 受託者は、運転管理及び機器等に精通し、適切な運転操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。
  - 7 受託者は、水の安定供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術力向上のため、教育・研修・事故・災害発生時に備えた訓練等を行わなければならない。
  - 8 受託者は、常に安全衛生管理に配慮し、労働災害の防止に努めなければならない。また、業務従事者全員の水道法に規定する健康診断結果を、速やかに委託者に提出しなければならない。

### (業務委託の大要)

第17条 本業務委託の大要は次のとおりとする。

#### 運転管理業務

水道施設・設備等を管理、運転監視操作をするために施設に常駐し、以下の日常業務とする。

#### ア 運転監視操作業務

- (ア) 中央管理室業務
- (イ) 緊急時の対応業務
- (ウ) 業務継承と引継ぎ

- (エ) 報告書等の作成整理
- (オ) マニュアルの作成と見直し
- (カ) 水質変化又は管理基準値逸脱時の対応
- (キ) 凝集状況の確認

イ その他関連業務

- (ア) 門扉の開閉・施錠・I T V設備等による対象施設構内の監視
- (イ) 物品（貸与品）及び受託者が管理する備品類等の管理
- (ウ) 夜間及び土曜日、日曜日、12月29日から1月3日及び「国民の休日に関する法律」に規定する休日の電話対応（浄水場関連）
- (エ) 薬品の受入
- (オ) 薬注室点検（タンクの切替・配管の切替・注入ポンプの運転切替）
- (カ) 急速ろ過池室点検（洗浄の起動停止・真空ポンプの切替）
- (キ) 異常箇所の場内巡視

（業務計画書等の作成）

第18条 受託者は前条の各業務を行う上で配慮すべき点、効率的・効果的業務方法などについて業務計画書に示し、提出すること。

2 受託者が提示した業務計画書に基づき、委託者と受託者が協議を行い、詳細な年間業務計画書・月間業務計画書を定める。

（業務実施体制等）

第19条 受託者は、本業務を円滑に行うため、受託者の事務所を徳島市内に置くこと。

2 業務従事者の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総括責任者
- (2) 副総括責任者
- (3) 運転管理員

3 総括責任者は、水道法に定める水道技術管理者、又は水道（浄水）施設管理技士2級以上のいずれかの資格を有し、かつ、水道施設の運転管理に関する技術上の実務経験が2年以上の者でなければならない。

4 副総括責任者は、水道法に定める水道技術管理者、又は水道（浄水）施設管理技士3級以上のいずれかの資格を有する者か、もしくは、水道施設の運転管理に関する技術上の実務経験が2年以上の者でなければならない。

5 運転管理員は次のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 水道施設の運転管理に2年以上の実務経験を有する者



- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に基づく学校における高等学校以上の教育課程で国土交通省令において定める学科のうち、電気（工学）科、機械（工学）科、土木（工学）科、都市工学科、衛生工学科並びにそれに準ずると認める学科を卒業した者又は化学に関する学科を卒業した者。
  - (3) 水質基準、その他の水質に関する知識及び技能を有する者のうち委託者が認める者。
  - (4) 水道（浄水）施設管理技士3級以上の資格を有する者。
  - (5) 習熟期間等で本業務内容を十分に把握し支障なく業務を行うことができると委託者が認める者。
- 6 運転管理員は前項によらず、学校教育法第1条に基づく学校における高等学校以上を卒業した者で昭和63年4月2日以降に生まれた者を総数2名まで配置できる。
- 7 本業務は、業務従事者を2名以上常駐させなければならない。この場合においても、第5項に規定する条件を満たす者を少なくとも1名以上は、配置しなければならない。

#### （業務体制）

第20条 受託者が満たすべき業務体制は次のとおりとする。

##### (1) 運転管理業務の配置条件

本業務には、それぞれ最低2名を常駐とし、施設の運転監視操作及び水質監視を行うこと。また、第十浄水場の運転管理業務に常駐する人員のうち、少なくとも1名は水道法に定める水道技術管理者の資格を有する者、水道（浄水）施設管理技士3級以上の資格を有する者、水道施設の運転管理に関する技術上の実務経験が2年以上の者、又は習熟期間等で本業務内容を十分に把握し支障なく業務を行うことができると委託者が認める者のいずれかでなければならない。

##### (2) 緊急時の対応業務

緊急時に迅速に対応できる体制を構築すること。

##### (3) 総括責任者の配置

総括責任者について、常駐もしくは、常に連絡ができる体制を構築すること。また、受託時間内のすべての時間内において、総括責任者が不在又は連絡ができない場合、支障なく代わりに業務を行える者が代行すること。

##### (4) 総括責任者及び副総括責任者について

総括責任者及び副総括責任者は、第十浄水場の運転管理業務に常駐する2名のうち1名の人員とすることができる。

#### （業務の基本的要求水準）

第21条 受託者が本業務を履行する上で、受託者が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 業務の基本的水準

受託者は、自らのノウハウを活用し、水道施設の運転管理を主体的に行い、良質な浄水を安定供給しなければならない。また、現行のサービス水準を維持することは言うまでもなく、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務体制を構築すること。

さらに、本業務の公益性を十分理解し、水道利用者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けて積極的に取り組むこと。

(2) 施設の使用

本業務を行う上で使用する中央管理室、仮眠室等の施設は、その機能を良好に保つこと。

(各業務の要求水準)

第22条 受託者が各業務を行う上で、満たすべき要件は次のとおりとする。

運転管理業務

ア 運転管理操作業務

(ア) 管理室業務

a 水質管理の水準

受託者は、原水水質の変化に対応するため浄水処理工程における水質管理を徹底すること。また、異常及び高濁度時には浄水処理工程監視を強化し、薬品注入操作（手動）にて最適な薬品注入率を決定し、水質の安定に努め適正にすること。

水道法に定める水質基準項目の水準については、これまでの省令等を参照して厳守し、配水池から配水管末端までの浄水は、常に水道法の水質基準に適合していること。

浄水処理工程における水質管理目標値は水安全計画及び水質モニター計器の管理基準値逸脱時一次対応表に基づいて管理すること。ただし、水質管理基準値は前述の改正で変更することがある。

各施設における主な水質管理基準値は、逸脱時の対応マニュアルを参照のこと。

その他、水質管理に関する要求水準は別表水質管理目標のとおりとする。

b 水運用管理の基準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量の調整、浄水処理工程での水位等のバランス調整及び配水池水位の監視を行うこと。また、施設能力（浄水能力、配水能力）及び省エネルギーの運転に応じた送配水量の調整を行うこと。さらに配水コントロールを行い市内一円における水圧を適切に管理しなければならない。

各取水施設から汲み上げる水量は、規定された水利権の範囲内で行うこと。

(イ) 緊急時の対応業務

受託者は、水質異常・地震・風水害・その他災害等が発生した場合、施設を安全かつ正常に運転できるよう、臨機に緊急の措置を行い、直ちに委託者に報告すること。

(ウ) 業務継承と引継ぎ

日常業務の確実な引継と情報共有を行うこと。

(エ) 報告書等の作成整理

受託者は、運転管理に関する報告書の作成、運転記録の管理方法をあらかじめ委託者と協議し、これを記録・分析・整理すること。

(オ) マニュアルの作成と見直し

受託者は、安定給水及び効率的な運転を行うために最善の対応が取れるように作業要領、運転操作マニュアル各種手順書等の作成及び見直しを行うこと。

(カ) 水質変化又は管理基準値逸脱時の対応

受託者は、水質測定値の変化又は管理基準値逸脱時には水質計器及び凝集処理の状態を確認し、速やかな対応に努めなければならない。

(キ) 異常測定値への対応

受託者は、残塩計・色濁度計・PH計等水質測定値の異常値計測時には、早急に適正な対応で水質の安定に努めなければならない。

(ク) 濁度発生時等の対応

受託者は、委託者の指示に従い適正な対応で水質の安定に努めなければならない。

(ケ) 臭気の官能試験

受託者は、水質検査室内で第4水源の原水の臭気を1日1回、官能試験を行うこと。

イ その他関連業務

(7) 門扉の開閉・施錠、I T V設備等による対象施設構内の監視

施設の危機管理等に対応するため、門扉の開閉操作及び施錠状態の確認を行うこと。また、中央管理室での I T V 操作・モニターの監視を行うこと。

(イ) 備品・物品の管理

受託者は、施設の維持管理を行うために備え付けられている、又は貸与されている備品・図書類・鍵類及び業務を行う上で必要とされる委託者からの支給品・貸与品の在庫管理を行うこと。

また、運転管理を行う上で必要となる完成図書、その他の文書について委託者の指示に従い、必要な修正、追録等を行うこと。なお、文書の取扱いについては、委託者が定める文書管理や個人情報保護に関する規定などに基づいて行うこと。

(ウ) 電話対応

夜間及び土曜日、日曜日、12月29日から1月3日及び「国民の休日に関する法律」に規定する休日の電話対応をすること。(浄水場関連)

(エ) 薬品の受入

受託者は、浄水場における水道用薬品の受入れ立会い業務を行うこと。

(オ) 薬注室点検

受託者は、タンクの切替、配管の切替、注入ポンプの運転切替を行うこと。

(カ) 急速ろ過池室点検

受託者は、洗浄の起動停止・真空ポンプの切替を行うこと。

(キ) 異常箇所の場内巡視

受託者は、異常時において機械室等の現場状況を把握すること。

(技術レベル向上の取組)

第23条 受託者は、本業務において、その技術レベルが向上するよう務めなければならない。

2 受託者は、本業務の継承に努め、技術研修の実施や資格取得を積極的に行い、業務従事者の技術レベルの向上を進めるとともに、業務委託を行う上で習得したノウハウについては文書で取りまとめ、委託者に提出すること。

(車輛の運行)

第24条 受託者は、運転管理業務において、場内で作業する場合は受託者の所有する車輛を使用し、受託者の業務従事者による運転で車輛を運行すること。

2 受託者が使用する車輛には、委託者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すこと。

3 委託者と受託者が同じ車輻に乗ってはならない。

(守秘義務)

第25条 受託者は、業務で知り得た施設及び関連情報を業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託者の承認を得て管理している書類や図書を委託者の許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等をしてはならない。

(雑則)

第26条 受託者は、契約書・性能仕様書・特記仕様書・本要求水準書及びその他の関係書類の中に記載されていない事項、また本業務を履行する上で委託者から指示されていない事項であっても、施設運転管理上当然必要な業務は行うものとする。

(疑義)

第27条 本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上定めるものとする。